

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービス重要事項説明書

様

<令和 6年 6月 1日より施行>

1 事業者(本社)の概要

名称・法人種別	医療法人 矢津内科消化器科クリニック
代 表 者 名	理事長 矢津 剛
本社所在地・連絡先	所在地 福岡県行橋市行事7丁目19-6 電話番号 0930-22-2524 F A X 0930-22-2878

2 事業所の概要

(1)提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ひと息の村訪問入浴サービス
所在地	行橋市行事7丁目25-3
管理者名	志谷 栄治
電話番号	0930-22-7727
F A X 番号	0930-22-6696
訪問入浴携帯	080-6441-4083
サービス(介護保険指定番号)	サービスを提供する地域
・訪問入浴介護 (4072600416号)	行橋市・苅田町・みやこ町

* 上記以外にもご希望の方はご相談ください

(2)事業所の職員体制

従業員の職種	員 数		職務の体制
オペレーター	3名	常勤兼務 3名	8:30~17:30
看護師	3名	常勤兼務 3名	
ケアスタッフ	3名	常勤兼務 3名	

(3)営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月・火・水・木・金・土
営業時間	8:30~17:30
休 日	日曜日・お盆(8月13日~15日)・年末年始12月30日~1月3日

3 事業の目的と運営方針等

(1)事業の目的

利用者の能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるようにすることを目的とする。

(2)運営方針

サービス提供にあたっては、利用者の要介護度区分を尊重し、かつ認定審査会意見に従って実施することとする。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供主体との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。（提供する第三者評価は実施しておりません。）

4 利用者負担金

(1)利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の負担割合に応じた額が利用者負担金となります。ただし、介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

①訪問入浴介護費【サービス費】

* 負担割合に応じる

訪問入浴	1回につき	(1,266単位)	1,266円
訪問入浴・部分浴	1回につき	(1,139単位)	1,139円

介護予防訪問入浴介護【サービス費】

介護予防訪問入浴	1回につき	(856単位)	856円
介護予防訪問入浴・部分浴	1回につき	(770単位)	770円

* その日の体調により、清拭・部分浴に移行することも出来ます。

②初回加算

初回加算	1月につき	200単位/月	200円
------	-------	---------	------

* 新規利用者様のお宅を訪問し訪問介護の利用に関する調整を行ったうえで、利用者に対して初回の訪問入浴介護を行うこと。

③看取り連携体制加算（死亡日及び死亡日以前30日以内に限る）

看取り連携体制加算	1回につき	64単位	64円
-----------	-------	------	-----

* 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

* 看取り期における対応方針に基づき利用者の状態又は家族の求めに応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む）であること。

④サービス提供体制加算

サービス提供体制加算Ⅰ	1回につき	44単位	44円
-------------	-------	------	-----

⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の10.0%
----------------	-------------

訪問入浴1回の利用料金例 (①1,266円+④44円+⑤131円=1,441円)

介護負担割合 (訪問入浴介護)	1割負担	1,441円	(1回につき)
	2割負担	2,882円	
	3割負担	4,323円	

⑦利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月の10日以降に利用者に請求し、利用者は、月末までに現金にて支払います。

⑧領収書の発行

事業者は、利用者利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

⑨その他

サービス実施時に必要な利用者宅の水道、電気等の費用はお客様の負担となります。

5 キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセル料	1,266円	
連絡先	電話番号	0930-22-7727
	携帯電話	080-6441-4083
	FAX番号	0930-22-6696

6 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所 相談窓口	窓口担当者	志谷 栄治
	住 所	行橋市行事7丁目25-3
	ご利用時間	月～土 午前9時～午後5時
	電 話 番 号	0930-22-7727
	F A X 番号	0930-22-6696

★公的機関においても、次の機関においても苦情申し出ができます。

福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	住 所	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7859
	FAX番号	092-642-7857
	対応時間	平日 8時30分～午後5時
行橋市介護保険課	住 所	行橋市中央1丁目1-1
	電話番号	0930-25-1111
	FAX番号	0930-26-3017
	対応時間	平日午前8時30分～午後5時
苅田町地域福祉課	住 所	京都郡苅田町富久町1丁目19-1
	電話番号	093-434-1039
	FAX番号	093-436-3014
	対応時間	平日午前8時30分～午後5時
みやこ町保健福祉課	住 所	京都郡みやこ町勝山上田960番地
	電話番号	0930-32-2516
	FAX番号	0930-32-4563
	対応時間	平日午前8時30分～午後5時

7 事故発生時及び緊急時の対応方法

- ①利用者の緊急時には主治医及び訪問看護並びに家族に連絡し、指示に従います。
- ②利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族ならびに利用者にかかる居宅介護支援事業者などに連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して取った措置について記録します。
- ③事故の原因が事業者の責に帰する場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。
- ④事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明をおこない、再発防止に努めます。

8 サービス提供の停止

- ①自然災害(台風・大雨・大雪)その他不可抗力による状況の発生など、事業者の責任によらない事由により、この契約上のサービス提供が不可能な時、事業者はその状況の止むまでの間サービス提供を停止します。
- ②サービス提供を中止する場合は必ず連絡をいたします。
- ③前項によるサービス提供の停止に伴うキャンセル料は頂きません。

9 記録の整備

利用者に対する訪問入浴介護の提供に関する記録を整備し、サービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年2か月保存します。

10 記録の開示

利用者に対する居宅サービスの提供に関する諸記録をの開示を行います。開示は原則として、利用者本人に対してですが、例外として代理人や成年後見人、本人の介護をしている親族等に行います。

11 その他

事業者に対する質問、要望などについては、事業者として適切に対応します。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、下記の対策を講じます。

- ① 事業所は指定居宅介護の提供にあたっては、身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- ② 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する事とする。
- ③ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2)苦情解決体制の整備
 - (3)虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
 - (4)その他、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な措置

④ 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛をを与え、人格を辱める等をおこなってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどの行為。

(4) 強引に引きずるようようにして連れて行く行為。

(5) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与える事。

(6) 性的な嫌がらせをすること。

⑤ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理事長 矢津 剛
虐待防止に関する相談担当者	管理者 志谷 栄治
電話番号	0930-22-7727
FAX番号	0930-22-6696

年 月 日

訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護サービスの開始にあたり、利用者に対して
契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て署名捺印の上交付しました。

<法人名>

住 所 福岡県行橋市行事7丁目19-6
法人名 医療法人 矢津内科消化器科クリニック
法人責任者 理事長 矢津 剛 (印)

<事業者>

住 所 福岡県行橋市行事7丁目25-3
事業者名 ひと息の村訪問入浴サービス
事業所責任者 管理者 志谷 栄治 (印)

【事業所番号】 4072600416

<説明者>

事業者名 ひと息の村訪問入浴サービス
氏 名 (印)

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護サービスについて重要事項説明を受け同意し、署名捺印の上受領しました。

<利用者>

住 所
氏 名 (印)
代筆者氏名 (利用者との関係:)

<利用者代理人(選任した場合)>

住 所
氏 名 (印)
(利用者との関係:)